

## ○島原手延そうめん認証規程

(目的)

**第1条** この告示は、島原半島内で製造される優良の「島原手延そうめん」について統一認証を規定し推進することにより、全国第2位の生産量を誇る「島原手延そうめん」を一般消費者及び流通関係者に対して信用及び信頼を高めるための基準を制定し、認定することを目的とする。それに伴い島原手延そうめん全体の振興・発展に資するものである。

(認証制度の認定機関)

**第2条** 前条の目的を達成するため、南島原市は、島原手延そうめん認証委員会（以下「委員会」という。）を設置し、この委員会がこの告示に基づき認定を行う。

(委員会の構成)

**第3条** 委員会は、南島原市、島原手延そうめん関係者、商工会、学識経験者及び一般消費者等により構成される。

- 2 委員の任期は、3年とする。
- 3 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。
- 4 委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

(申請の資格)

**第4条** 認証の申請ができる者は、島原半島内の手延そうめん製造業者及びこの販売元となっている島原半島内の販売業者（以下「事業者」とする。）とする。

- 2 事業者は、製造又は販売について、法令により許可又は認可を得たものでなければならない。

(認証の申請)

**第5条** 認証を受けようとする事業者は、品目ごとに商品見本等を添え、認定申請書を委員長に提出するものとする。

- 2 使用する原料（小麦粉等）については、申請時に所定の様式により届出を行うものとする。

(認証基準)

**第6条** 認証基準は、次のすべてを満たすものである。

- (1) 島原半島内で製造された手延そうめん等であること。
  - (2) 委員会の検査基準に合格した製品であること。
  - (3) 委員会の製造基準要領により製造した麺であること。
  - (4) 委員会の食味検査に合格した製品であること。
- 2 詳細については、検査リスト等によるものとする。

(認定の決定)

**第7条** 委員長は、第5条の規定による申請があった場合において、当該申請内容が認証基準に適合しているか否かについて、速やかに委員会を開催して審査を行わなければならない。

- 2 委員長は、当該申請が認証基準に適合していると認められたときは、当該事業者に対し認定証を交付するものとし、これを認定しないときは、その旨及び理由を当該事業者へ通知するものとする。

(認証マークの表示)

**第8条** 前条の規定により認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）は、認定に適合した箱・容器及び包装物等に、認証マークを付してこれを販売することができる。

(認定事業者の責務)

**第9条** 認定事業者は、認証マークの使用に当たっては、この告示の定めるところにより、誠実にこれを遵守しなければならない。

2 認定事業者は、認証マークの使用により問題が生じた場合は、その責任においてこれを解決するものとする。

(認証マークの使用実績の報告等)

**第10条** 認定事業者は、毎年度8月までの認証マークの使用実績を9月20日までに委員長に提出しなければならない。

2 委員長は、認定事業者の認定台帳及び認証シールの状況を明らかにした交付簿を整備しなければならない。

(認定の有効期間)

**第11条** 認定の期間は、認定の日から3年以内とする。

(認定の継続)

**第12条** 認定事業者は、継続して商品の認定を受けようとする場合は、認定の期間の終了する日の2月前までに申請書を委員長に提出し、改めて、第7条の規定による認定を受けなければならない。

(届出)

**第13条** 認定事業者は、認定された商品の製造又は販売を1年以上中止し、又は廃止しようとするときは、その1月前までに届出書を委員長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、認定事業者は、認定された商品の製造及び販売を中止する期間又は廃止する日以降は、認証マークを使用してはならない。

3 認定事業者は、申請書の記載内容に変更等が生じたときは、直ちに届出書を委員長に提出しなければならない。

(検査)

**第14条** 委員会は、認定事業者の製造工場及び加工場における施設等、品質管理又は認定された商品の品質及び表示について検査を行うものとする。

(改善の指示)

**第15条** 委員長は、前条の規定による検査結果について、認証基準に適合していないと認めるときは、当該認定事業者に対し、その改善を指示するものとする。

(認証マークの不正使用等)

**第16条** 第7条の規定による認定を受けたものが、認証基準に適合した商品に付する場合でなければ認証マークを使用してはならない。

2 何人も、商品、包装又は容器に認証マークと紛らわしい表示をしてはならない。

(使用制限)

**第17条** 認証マークの使用に関し、委員会が必要と認めるときは、その許可について制限を加えることができる。

(認証マークの譲渡の禁止)

**第18条** この認証マークは、他人に譲渡・転売をしてはならない。

(使用の停止又は取消し)

**第19条** 委員会は、使用の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の条件を付し、若しくはこれを変更し、使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

(1) 委員会の指示に違反したとき。

(2) 認証基準に違反したとき。

(3) その他委員会において必要があると認められるとき。

(認証マーク)

第20条 認証マークを次のとおり規定する。



(雑則)

第21条 この告示に規定するもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の島原手延素めん認証規程（平成16年有家町訓令第4号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなし、認定の有効期間は通算する。